

令和7年度長崎県北企業交流会開催業務委託 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、下記業務の公募型プロポーザルに参加しようとするもの(以下「提案者」という)が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 業務名

令和7年度長崎県北企業交流会開催業務委託

2 業務の概要

(1)業務の内容

長崎県北地域を中心とした大学生等の長崎県内での就職を促進するために、県北地域で合同企業交流会を開催する。(詳細は企画提案書作成仕様書のとおり)

(2) 履行期間

契約日から令和8年2月27日(金)まで

(3) 予算額

4,780千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

※この金額は、本業務における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではありません。

※事業の企画・調整等に関する費用のほか、情報収集にかかる費用、打ち合わせの費用等すべての経費を含みます。

※委託料の支払いは、委託業務完了後となります。

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年6月18日(水)	公募開始
令和7年7月4日(金)	参加表明書提出期限
令和7年7月8日(火)	参加資格確認結果通知
令和7年7月8日(火)	質問書提出期限
令和7年7月15日(火)	企画提案書提出期限
令和7年7月17日(木)	企画提案書審査委員会及び審査結果通知(予定)

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

正本1部、副本5部(計6部)

(3) 提出方法

持参または郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

※また、提案書のPDFデータも併せてメールにてご提出ください。

(4) 提出期限

令和7年7月15日(火)午後5時(必着)

※この期限までに全ての必要書類がそろっていない場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 未来人材課 県内人材対策担当

担 当:吉田・弓削

TEL:095-895-2731、FAX:095-895-2582

メールアドレス:s05590@pref.nagasaki.lg.jp

(6) 留意事項等

- (ア) 企画提案書等は提案者1者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとします。また提出された書類は返却しません。
- (イ) 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とします。
- (ウ) 見積上限額を超える企画提案書等は、無効とします。
- (エ) 応募資格要件を満たさない者又は契約締結候補者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とします。
- (オ) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションにかかる費用は、提案者の負担とします。
- (カ) 提出された全ての書類は、長崎県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となりますので、法人に関する情報(いわゆる企業秘密等)に該当する場合は、その旨明記してください。
- (キ) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しません。

5 質疑及び回答

(1) 質問の受付

本業務の内容など企画提案に関する質問は、令和7年7月8日(火)午後5時までに、別添質問様式により電子メールまたはFAXにて提出してください。送信後、質問書を送信した旨を電話連絡願います。

(2) 回答

質問内容とあわせて、原則としてプロポーザル参加者全員に令和7年7月10日(木)までに回答し、県のホームページにも掲載します。

(3) 質問送付先・連絡先

上記の「4(5) 提出先」とします。

6 プレゼンテーションの実施

- (1) 提出された企画提案書等により、提出者による各者 30 分程度のプレゼンテーションを実施します。
- (2) プレゼンテーションは、令和7年7月17日(木)にオンラインでの実施を予定していますが、応募状況等により変更する場合があります。募集締切後、提案者に対し、別途時間と場所等を連絡します。
- (3) 時間配分は、プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分を予定しています。

7 契約締結候補者の選定方法

契約締結候補者の選定については、県が設置する「令和7年度長崎県北企業交流会開催業務委託審査委員会」において、別表の評価項目等に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、決定するものとします。

8 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 契約締結候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対し文書で通知します。

10 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続きについて

- ① 審査の結果、契約締結候補者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)に定める随意契約の手続きにより、契約締結候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。
- ② 契約締結候補者との協議が調わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前号に準じて契約の手続きを行います。
- ③ 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- ④ 契約締結候補者が、契約締結候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金について

長崎県財務規則第113条第8号の規定により免除します。

11 その他

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱をすることはありません。

(別表)

1. 審査の方法

- (1) 下記「2. 評価基準等」に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「ア. 事業内容及び実施方法」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「ア. 事業内容及び実施方法」の点数も同一であった場合には、審査委員合議の上、これを決定します。
- (2) 審査は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容から行います。
- (3) 最優秀提案者は、特別の理由がない限り契約締結候補者となります。

2. 評価基準等

評価項目	評価基準	配点
ア. 業務内容に関する提案	・業務の目的・主旨を十分に踏まえ、会場設営・運営において、具体的で実効性の高いきめ細やかな企画提案がなされているか。	20
	・幅広い知識や専門的なノウハウ等を活用した企画となっているか。(案内表示板等・デジタル名刺・アンケート集約)	15
	・就活応援ブースにおける魅力ある企画が提案されているか。	15
	・企業ブースにおいて参加者がわかりやすい工夫が提案されているか。	10
	・会場レイアウトなど巡回しやすいような工夫がされているか。	10
	・円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっているか。	10
イ. 実績	・官公庁等との間において、過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。	5
ウ. 遂行能力	・業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。	5
エ. 金額提案	・価格点の算定式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷ 自社の提案金額(小数点以下切捨て)	10
合計		100点

※評価項目アからウまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、評価基準ごとの配点に、評価に応じて評点を算出します。なお、全審査委員の平均点(※端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。)を評価基準別の評点とします。

※評価項目アからウまでにおいて、全審査委員の平均点が45点未満(合計90点のうち)であった場合、その企画提案書は不採択とします。

※評価項目アからイまでの評価基準ごとの評価において、1項目でも審査委員の半数以上がE判定(0点)の評価であった場合、その企画提案書は不採択とします。

評 価	評 点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.75
C(普通)	項目の配点 × 0.50
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.25
E(劣っている)	項目の配点 × 0